

別紙L03「蔵置料計算処理について」

1. 蔵置料計算処理

システムにより蔵置料計算を行う保税蔵置場の場合は、以下の蔵置料計算処理を行う。

(1) 計算対象項目

(A) 一般貨物保管料

記号	説 明
A	基本料金 (A)
B	基本料金 (B)
C	経過料金 (C)
D	割増料金 (D)
V	従価保管料金 (V)

(B) 特殊保管施設割増使用料

記号	説 明
S P C	特殊保管施設割増使用料

(C) 貨物取扱料

記号	説 明
A	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
B	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
C	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
D	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
E	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
F	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
G	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
H	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
I	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]
J	内容点検、改装・仕分け、輸入検査等に係わる作業料 ※ [重量区分は、各保税蔵置場の設定による]

記号	説 明
K	貴重品の検品室使用料・検品立会手数料
L	犬の飼育管理料
M	ドライアイス詰替料
N	減却手数料
O	旅具等貨物検査場到着確認手数料
P	輸入蔵置場施設使用料
Q	イグルー・パレット解体料、消毒作業料
R	横持運搬料
S	特別作業料（動物飼料、ドライアイス代、特殊機材使用料等）
T	各種申請手数料
U	時間外搬出手数料
X	転送料
Y 1	その他の取扱料金 1
Y 2	その他の取扱料金 2
Y 3	その他の取扱料金 3
Y 4	その他の取扱料金 4
Y 5	その他の取扱料金 5
S P	S P 貨物料金・S P 貨物割増料金

（２）端数処理

- ①貨物１個の重量に１キログラム未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて計算する。
ただし、１個の重量が１キログラム未満の貨物は、１個１キログラムとして計算する。
- ②請求金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げて計算する。

(3) 保管料の起算日、計算開始日、計算終了日

以下の起算日により対象期間を算出する。

なお、スプリット貨物の場合は便単位に計算し、その合計料金とする。

項番	貨物の種類		起算日	計算開始日	計算終了日
1	一般貨物（AWB）	PKG業務で搬入確認	AWB情報による到着年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
		BINO1業務で搬入確認	BINO1業務 ^{*1} による搬入年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
2	混載仕分けされた貨物（HAWB）	MAWBが蔵置中の場合	MAWB情報による起算日	同左	搬出年月日 ^{*1}
		MAWBが運送中の場合（同一許可内運送を除く）	HPK業務実施年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
3	システム内からの貨物	BINO1業務で搬入確認	BINO1業務 ^{*1} による搬入年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
	システム国内空港間保税運送貨物	PKG業務で搬入確認	PKG業務による搬入年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
		搬入後混載仕分けされた貨物	MAWB貨物のBINO1業務 ^{*1} またはPKG業務による搬入年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
		運送中混載仕分けされた貨物	HPK業務実施年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
	同一許可内運送貨物	BINO1業務で搬入確認	発送場所で登録された起算日	同左	搬出年月日 ^{*1}
		運送中または搬入後混載仕分けされた貨物	MAWB情報による起算日	同左	搬出年月日 ^{*1}
4	システム外からの貨物		OIN業務による搬入年月日	同左	搬出年月日 ^{*1}
5	改装・仕分け親貨物	最初の仕分け親貨物	項番1、2、3、4の起算日	同左	改装仕分けされた日
		第n次仕分け親貨物	項番1、2、3、4の起算日 スプリット貨物の場合は、第1便	改装仕分けされてできた日の翌日	改装仕分けされた日
6	改装・仕分けの仕分け子貨物		項番1、2、3、4の起算日 スプリット貨物の場合は、第1便	改装仕分けされてできた日の翌日	搬出年月日 ^{*1}

(※1) 検疫の経由運送による保税運送で発送場所と運送先が同一の場合を除く

(4) 特殊保管施設割増使用料計算

以下の条件で特殊保管施設割増使用料を計算する。

①対象期間は起算日から搬出年月日までとする。

②特殊貨物対象ロケーションに変更があった場合は、変更年月日以降より計算し、変更前の料金との

合計料金とする。

(5) 取扱手数料計算

輸入貨物情報DB及び入力情報により取扱手数料料金を計算する。

2. 蔵置料関連設定項目

蔵置料計算は、以下の項目を保税蔵置場単位に設定し計算対象項目とする。

(1) 保管料

(A) 一般貨物保管料

(a) 無料期間 X日間及び無料保管期間終了日の翌日のY時前まで無料保管期間とする旨

(b) 有料期間

①基本料金 (A) X日間

②基本料金 (B) X日間

③経過料金 (C) X日間

④割増料金 (D)

⑤従価保管料金 (V)

(B) 特殊保管施設割増使用料 (SPC)

(2) 貨物取扱料

①蔵置場内作業料 (内容点検、改装・仕分、輸入検査等に係わる作業料) (A～J)

②貴重品の検品室使用料・検品立会手数料 (K)

③犬の飼育管理料 (L)

④ドライアイス詰替料 (M)

⑤滅却手数料 (N)

⑥旅具等貨物検査場到着確認手数料 (O)

⑦輸入蔵置場施設利用料 (P)

⑧イグルー・パレット解体料、消毒作業料 (Q)

⑨横持運搬料 (R)

⑩特別作業料 (動物飼料、ドライアイス代・特殊機材使用料等) (S)

⑪各種申請手数料 (T)

⑫時間外搬出手数料 (U)

⑬転送料 (X)

⑭その他の取扱料金 (Y1～Y5)

⑮SP貨物料金・SP貨物割増料金 (SP)

3. 各項目の設定

(1) 一般貨物保管料

項番	料金項目	料金算出条件
1	無料保管期間	(1) 無料保管期間は選択制とし、適用しないことも可能とする (2) 到着年月日の翌日からのX日間を設定（ゼロ日間の設定も可能） (3) 無料保管期間終了日の翌日のY時前までを無料保管期間とする設定（到着年月日の翌日Y時から無料保管期間とする設定、ゼロ時の設定も可能） (4) 無料保管期間内の土曜日、日曜日、祝日（振替休日及び国民の休日含む）、年末年始（12／29～1／3）をそれぞれ無料保管期間から除く個別の設定も可能 (5) 無料保管期間を適用としたが、無料保管日数及び無料保管時間をゼロで設定した場合は、到着年月日の翌日から基本料金（A）が適用され、また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の延長は適用されない

項番	料金項目	料金算出条件
2	基本料金（A）	（1）無料保管期間経過後のX日以内を設定 （2）基本料金（A）期間内であれば、何日目に搬出されても保管料は同一とする （3）「ロケーション情報登録（LOA）」業務により、従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、当該料金は計算しない （4）A、Bパターンどちらかを必ず選択 ＜Aパターン＞ 1個の重量区分毎に単価を設定 1個当たりの重量（小数点以下切り捨て）が A aKg以内 @a円 B aKg超 ～ bKg以内 @b円 C bKg超 ～ cKg以内 @c円 D cKg超 ～ dKg以内 @d円 E dKg超 ～ eKg以内 @e円 F eKg超 ～ fKg以内 @f円 G fKg超 ～ gKg以内 @g円 H gKg超 ～ hKg以内 @h円 I hKg超 ～ iKg以内 @i円 J iKgを超える場合はxKgまたはその端数毎に@j円（重量超過時単価）を@i円に加算 ＜Bパターン＞ 1件の重量につきyKg当たりの単価@y円を設定 （5）1件の最低料金を設定することが可能
～計算例～ ＜Aパターン＞ 1個につき、 100Kg以内 : 100円 100Kg～110Kg以内 : 150円 110Kg超の場合は10Kg毎に20円を加算 と設定した場合における、5個、700Kgの貨物の基本料金（A） （1）1個の重量を計算する。 $700\text{Kg} \div 5\text{個} = 140\text{Kg}$ （2）110Kgを超えているので加算額を計算する。 $140\text{Kg} - 110\text{Kg} = 30\text{Kg}$ $30\text{Kg} \div 10\text{Kg} = 3$ $3 \times 20\text{円} = 60\text{円（加算額）}$ よって1個の料金は、150円+60円=210円となる。 （3）個数は5個なので、この貨物に対する基本料金（A）は、 $5\text{個} \times 210\text{円} = 1050\text{円となる。}$ ＜Bパターン＞ 1件、3Kg当たりの単価を100円と設定した場合における、 7個、500Kgの貨物の基本料金（A） （1）1件の料金を計算する。 $500\text{Kg} \times 100\text{円} = 50000$ $50000\text{円} \div 3 = 16666.66 \dots \Rightarrow 16667\text{円となる。}$		

項番	料金項目	料金算出条件
3	基本料金（B）	（1）基本料金（A）経過後X日以内を設定 （2）LOA業務により、従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、当該料金は計算しない （3）A、Bパターンどちらかを必ず選択 ＜Aパターン＞ 1個、1日、xKg毎の単価@x円を設定 なお、1個当たりの重量（小数点以下切り捨て）を計算し、端数がある場合はxKg単位に切り上げる ＜Bパターン＞ 1件、1日、yKg当たりの単価@y円を設定 なお、1件単位の最低料金@y円を設定することが可能
	～計算例～ ＜Aパターン＞ 1個、1日、100Kg毎の単価を100円と設定した場合における、 3個、1000Kgの貨物を、基本料金（B）期間の2日間蔵置した際の基本料金（B） （1）1個の重量を計算する。 $1000\text{Kg} \div 3\text{個} = 333.3\text{Kg} \Rightarrow 333\text{Kg}$ （2）1個、1日の料金を計算する。 $333\text{Kg} \div 100\text{Kg} = 3.3 \Rightarrow 4$ $4 \times 100\text{円} = 400\text{円}$ （3）全部で3個あり、2日間蔵置しているので、この貨物に係る基本料金（B）は、 $3\text{個} \times 400\text{円} \times 2\text{日} = 2400\text{円}$ となる。 ＜Bパターン＞ 1件、1日、300Kg当たりの単価を100円と設定した場合における、 5個、1000Kgの貨物を、基本料金（B）期間の3日間蔵置した際の基本料金（B） （1）1日の料金を計算する。 $1000\text{Kg} \times 100\text{円} = 100000$ $100000\text{円} \div 300 = 333.33 \dots \Rightarrow 334\text{円}$ （2）3日間蔵置しているので、この貨物に係る基本料金（B）は、 $334\text{円} \times 3\text{日} = 1002\text{円}$ となる。	

項番	料金項目	料金算出条件
4	経過料金（C）	（1）経過料金は、選択制とし適用しないことも可能 （2）基本料金（B）経過後X日以内を設定 （3）1個、1日、x Kg 毎の単価@ x 円を設定 なお、1個当たりの重量（小数点以下切り捨て）を計算し、端数がある場合はx Kg 単位に切り上げる （4）1件単位に引取促進費@ y 円の加算を可能とする （5）LOA業務により、従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、当該料金は計算しない
	～計算例～ 1個、1日、100Kg 毎の単価を100円、引取促進費を50円と設定した場合における、3個、1000Kg の貨物を、経過料金期間（C）の2日間蔵置した際の経過料金（C） （1）1個の重量を計算する。 $1000\text{Kg} \div 3\text{個} = 333.3\text{Kg} \Rightarrow 333\text{Kg}$ （2）1個、1日の料金を計算する。 $333\text{Kg} \div 100\text{Kg} = 3.3 \Rightarrow 4$ $4 \times 100\text{円} = 400\text{円}$ （3）全部で3個あり、2日間蔵置しているので、この貨物に係わる経過料金（C）は、 $3\text{個} \times 400\text{円} \times 2\text{日} + 50\text{円} = 2450\text{円}$となる。	

項番	料金項目	料金算出条件
5	割増料金（D）	（１）経過料金期間経過後または基本料金（B）経過後の単価を設定 （２）経過料金の設定がある場合 1個、1日、x Kg 毎の単価@ x 円を設定 なお、1個当たりの重量（少数点以下切り捨て）を計算し、端数がある場合は x Kg 単位に切り上げる （３）経過料金の設定のない場合 1件、1日、y Kg 当たりの単価@ y 円を設定 なお、1件単位の最低料金@ z 円を設定可能とする （４）L O A 業務により、従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、当該料金は計算しない
	～計算例～ <経過料金の設定がある場合> 1個、1日、5 Kg 毎の単価を80円と設定した場合における、 6個、500 Kg の貨物を、割増料金（D）期間の2日間蔵置した際の割増料金（D） （１）1個の重量を計算する。 $500 \text{ Kg} \div 6 \text{ 個} = 83.3 \text{ Kg} \Rightarrow 83 \text{ Kg}$ （２）1個、1日の料金を計算する。 $83 \text{ Kg} \div 5 \text{ Kg} = 16.6 \Rightarrow 17$ $17 \times 80 \text{ 円} = 1360 \text{ 円}$ （３）全部で6個あり、2日間蔵置しているので、この貨物に係る割増料金（D）は、$6 \text{ 個} \times 1360 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 16320 \text{ 円}$となる。 <経過料金の設定のない場合> 1件、1日、25 Kg 当たりの単価を300円と設定した場合における、 7個、1500 Kg の貨物を、割増料金（D）期間の8日間蔵置した場合の割増料金（D） （１）1日の料金を計算する。 $1500 \text{ Kg} \times 300 \text{ 円} = 450000$ $450000 \text{ 円} \div 25 = 18000 \text{ 円}$ （２）8日間蔵置しているので、$18000 \text{ 円} \times 8 \text{ 日} = 144000 \text{ 円}$となる。	
6	従価保管料金（V）	システムに従価保管料率を適用する旨が登録され、かつL O A 業務により、従価保管料率適用の旨が貨物情報に登録されている場合は、「搬出確認登録（一般）（O U T）」業務または「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）（E X R）」業務（以下、O U T 業務等という。）により入力された金額を出力する なお、他の保管料金は計算されない

保税蔵置場単位の保管料の算出に係わる補足説明

- ① 1個（1 P C S）当たりの重量を計算して、該当の料率を適用する。
- ② 1個の重量に1 Kg 未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて計算する。ただし、1個の重量が1 Kg に満たない貨物は、1個の重量を1 Kg として計算する。
- ③ 1件とは1 A W Bまたは1 H A W Bを指す。ただし、スプリット貨物の場合は、それぞれの搬入単位（個数、重量）を1件とする。
- ④ 仕分け子の混載貨物は、仕分け子の各貨物を1件とする。

(2) 特殊保管施設割増使用料

項番	料金項目	料金算出条件
1	特殊保管施設 割増使用料 (SPC)	(1) 1 保税蔵置場 1 貨物につき 5 種類の特種保管対象コードの登録が可能 (2) 特殊保管対象コードに対して、重量段階別料金 (A パターン) または 1 日 1 個当たりの単価料金 (B パターン) のどちらかを選択 <A パターン> 1 日、1 個当たりの重量 (小数点以下切り捨て) が A a K g 以内 @ a 円 B a K g 超 ~ b K g 以内 @ b 円 C b K g 超 ~ c K g 以内 @ c 円 D c K g 超 ~ d K g 以内 @ d 円 E d K g 超 ~ e K g 以内 @ e 円 F e K g 超 ~ f K g 以内 @ f 円 G f K g 超 ~ g K g 以内 @ g 円 H g K g 超 ~ h K g 以内 @ h 円 I h K g 超 ~ i K g 以内 @ i 円 J i K g を超える場合は x K g またはその端数毎に @ j 円 (重量超過時単価) を @ i 円に加算 <B パターン> 1 日、1 個当たりの単価 @ y 円を設定 (3) 特殊保管施設割増使用料は、以下の業務のロケーションに特殊保管対象コードが入力された場合に適用される ①「貨物確認情報登録 (P K G)」業務 ②「搬入確認登録 (システム対象内保税運送) (B I N O 1)」業務 ③「搬入確認登録 (システム対象外保税運送) (O I N)」業務 ④「混載貨物確認情報登録 (H P K)」業務 ⑤ L O A 業務 ⑥「貨物取扱確認登録 (改装・仕分) (C F S)」業務 <特殊保管対象コード例> (コードは任意設定) ・植物 (P L Q) ・動物および畜産物 (A V I) ・鉄砲、刀剣類 (A R M) ・麻薬類 (N R C) ・貴重品 (V A L) ・関税法第 6 9 条の 2 及び 1 1 該当物品 (P O R) ・危険物 (R R A) ・冷蔵品 (F R C) ・冷凍品 (F R Z) ・コンテナ (***) ・パレット (***) (4) L O A 業務により、従価保管料率適用の旨が登録されている貨物の場合は、当該料金は計算しない
	～計算例～ <A パターン> 1 個につき、 2 K g 以内の単価 : 1 0 0 円 2 K g 超～3 K g 以内 : 1 2 0 円 3 K g 超～4 K g 以内 : 1 4 0 円 4 K g を超える場合は 1 0 K g またはその端数毎に 2 0 0 円を 1 4 0 円に加算 と設定した場合における、8 個、5 0 0 K g の P L Q 貨物を 2 日間蔵置した際の特種保管施設割増使用料	

	(1) 1個当たりの重量を計算する。 $500\text{Kg} / 8\text{個} = 62.5\text{Kg} \Rightarrow 62\text{Kg}$ (2) 1日、1個当たりの単価を計算する。 4Kg 以内は、140円 4Kg を超える分 ($62\text{Kg} - 4\text{Kg} = 58\text{Kg}$) に対する加算額は、 $58\text{Kg} / 10\text{Kg} = 5.8 \Rightarrow 6 \times 200\text{円} = 1200\text{円}$ 1日、1個当たりの単価は、$140\text{円} + 1200\text{円} = 1340\text{円}$ となる。 (3) 全部で8個あり、2日間蔵置しているので、この貨物に係る特殊保管施設割増使用料は、 $8\text{個} \times 1340\text{円} \times 2\text{日} = 21140\text{円}$ となる。 <Bパターン> 1日、1個当たりの単価を120円と設定した場合において、16個、 300Kg のAVI貨物を9日間蔵置した場合の特殊保管施設割増使用料 (1) 全部で16個あり、9日間蔵置しているので、この貨物に係る特殊保管施設割増使用料は、 $16\text{個} \times 120\text{円} \times 9\text{日} = 17280\text{円}$ となる。
--	--

保税蔵置場単位の特殊保管施設割増使用料の算出に係わる補足説明

①一般貨物保管料の無料保管期間であっても、1日ずつそれぞれに計算する。

②特殊保管対象コードまたは特殊保管対象の個数が変更された場合

LOA業務等で、特殊保管対象コードやその個数が変更された場合、変更された前日までは変更前の特殊保管対象コード及び個数で特殊保管施設割増使用料を算出し、変更された当日からは変更後の特殊保管対象コード及び個数で特殊保管施設割増使用料を算出する。なお、請求書情報作成時点ではこれらを合算し出力する。

4. 貨物取扱料

項番	料金項目	料金算出条件
1	蔵置場内作業料（A～J） （内容点検、改装・仕分、輸入検査等に係わる作業料）	（1）以下の業務が行われた場合に算出する ①「貨物取扱登録（内容点検）（CHN）」業務 ②「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務 ③「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務 ④「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務 ⑤「搬送指示情報登録（PUO）」業務 ただし、「CREDIT」の指定がされた場合 ⑥「輸入申告（IDC）」業務 ただし、検査貨物搬送指示書を作成した場合 ⑦「審査区分変更検査（運送）指定（CKO）」業務 ただし、検査貨物搬送指示書を作成した場合 （2）A、Bの2パターンの選択が可能 <Aパターン> ①1件、1回につき、重量区分毎の単価を設定 なお、重量のリミット区分を10段階までとする（一部のみの設定も可能） 1件の重量が A aKg以内 @a円 B aKg超 ～ bKg以内 @b円 C bKg超 ～ cKg以内 @c円 D cKg超 ～ dKg以内 @d円 E dKg超 ～ eKg以内 @e円 F eKg超 ～ fKg以内 @f円 G fKg超 ～ gKg以内 @g円 H gKg超 ～ hKg以内 @h円 I hKg超 ～ iKg以内 @i円 J iKg超 ～ @j円 ②1件、1回につき、取扱業務等が時間外に行われた場合の重量区分毎の割増加算単価を設定 1件の重量が A aKg以内 @a円 B aKg超 ～ bKg以内 @b円 C bKg超 ～ cKg以内 @c円 D cKg超 ～ dKg以内 @d円 E dKg超 ～ eKg以内 @e円 F eKg超 ～ fKg以内 @f円 G fKg超 ～ gKg以内 @g円 H gKg超 ～ hKg以内 @h円 I hKg超 ～ iKg以内 @i円 J iKg超 ～ @j円 を時間内の単価に加算する なお、時間外の割増単価は選択制とし適用しないことも可能

		<Bパターン> ①1件、1回当たりの単価@ x 円を設定 ②時間外作業割増料金について、1件、1回当たりの単価@ y 円の設定が可能 ③改装・仕分、内容点検については、その取扱が2時間を超えた場合には、割増料金の割合（X%アップ）の設定も可能 (3) O U T 業務等及び「貨物取扱手数料変更情報登録（H C C）」業務により1件毎に回数の増減の登録が可能 (4) S P 貨物（小口貨物）の場合は、蔵置場内作業料は無料とする (5) 時間外の割増単価を適用する時間帯については、保税蔵置場毎に平日、土曜日、日曜日、祝日（振替休日及び国民の休日含む）、年末年始（12/29～1/3）の時間帯をそれぞれ設定可能
	～計算例～ <Aパターン> 1件につき、 100Kg 以内の単価 ： 580円（時間外の場合150円加算） 100Kg～500Kg 以内 ： 1160円（時間外の場合300円加算） 500Kg～1000Kg 以内 ： 1580円（時間外の場合400円加算） 1000Kg を超えるもの ： 2000円（時間外の場合500円加算） と設定した場合における、 7個、300Kg の貨物に対し、時間内に1回、時間外に2回取扱いを行った際の蔵置場内作業料 (1) 300Kg の貨物なので、100Kg 超～500Kg 以内の単価が適用される。 (2) この貨物に係る蔵置場内作業料は、 $\text{単価} \times \text{取扱回数} = 1160\text{円} \times 1\text{回} + (1160\text{円} + 300\text{円}) \times 2\text{回}$ $= 4080\text{円}$ となる。 <Bパターン> 1件、1回当たりの単価を1100円、時間外割増単価を300円と設定した場合における、 7個、300Kg の貨物に対し、時間内に1回、時間外に2回取扱いを行った際の蔵置場内作業料 $\text{単価} \times \text{取扱回数} = 1100\text{円} \times 1\text{回} + (1100\text{円} + 300\text{円}) \times 2\text{回}$ $= 3900\text{円}$ となる。	
2	貴重品の検品室使用料・検品立会手数料（K）	(1) P U O 業務により、貴重品検品室使用時間が登録された場合に算出する (2) 1件、1時間当たりの単価@ x 円を設定 (3) 以下の計算式により算出する $\text{単価} \times \text{時間数}$ (4) 以下の業務により時間数の増減が可能 ①O U T 業務等 ②H C C 業務
	～計算例～ 1件、1時間当たりの単価を3000円と設定した場合における、 7個、500Kg の貨物に対し、検品室を2時間使用した際の貴重品の検品室使用料・検品立会手数料 $\text{単価} \times \text{時間数} = 3000\text{円} \times 2\text{時間} = 6000\text{円}$ となる。	

3	犬の飼育管理料 (L)	(1) 「貨物取扱登録 (特殊貨物) (C H T)」業務により犬の飼育の登録がされ、かつ、当該取扱手数料の対象である旨が登録された貨物について算出する (2) 1 檻、1 回当たりの単価@ x 円を設定 (3) 以下の計算式により算出する 単価×取扱回数 (C H T 業務で入力された個数の累積) (4) 以下の業務により取扱回数の増減が可能 ① O U T 業務 ② E X R 業務
	～計算例～ 1 檻、1 回当たりの単価を 4 5 0 円と設定した場合における、 1 個、4 0 K g の貨物に対し、3 回取扱いを行った際の犬の飼育管理料 単価×取扱回数= 4 5 0 円× 3 回= 1 3 5 0 円となる。	
4	ドライアイス詰替料 (M)	(1) C H T 業務によりドライアイス詰替えの登録がされ、かつ、当該取扱手数料の対象である旨が登録された貨物について算出する (2) 1 回、1 個当たりの単価@ x 円を設定 (3) 以下の計算式により算出する 単価×個数 (C H T 業務で入力された個数の累積) (4) 以下の業務により取扱回数の増減が可能 ① O U T 業務 ② E X R 業務
	～計算例～ 1 回、1 個当たりの単価を 1 3 0 円と設定した場合における、 7 個、5 0 0 K g の貨物に対し、1 個のドライアイスの詰替えを 2 回行った際のドライアイス詰替料 単価×個数×取扱回数= 1 3 0 円× 7 × 2 回= 1 8 2 0 円となる。	
5	減 却 手 数 料 (N)	減却手数料は、O U T 業務等のアディショナルチャージに入力された金額とする
6	旅具等貨物検査場到着確認手数料 (O)	(1) 旅具等貨物検査場到着確認手数料は、O U T 業務等のアディショナルチャージに入力された回数により算出する (2) 1 件、1 回当たりの単価@ x 円を設定 (3) 以下の計算式により算出する 単価×回数
	～計算例～ 1 件、1 回当たりの単価を 6 8 0 円と設定した場合における、 7 個、5 0 0 K g の貨物に対し、搬出時に回数を 2 回と入力した際の旅具等貨物検査場到着確認手数料 単価×回数= 6 8 0 円× 2 回= 1 3 6 0 円となる。	
7	輸入蔵置場施設利用料 (P)	(1) 保税蔵置場施設利用料を算出する旨が登録されている保税蔵置場について算出する (2) 保税蔵置場単位に以下の料率を設定 ①基本料金 : 定額料金@ a 円 ②重量比例料金: b K g 当りの単価@ b 円を設定 (3) 以下の計算式により算出する 基本料金+重量×単価 (4) 保税蔵置場単位に次のいずれかの料金上限額の設定が可能 < A パターン > ①無料保管期間内に搬出される貨物 c K g 以下の貨物: 料金上限額@ c 円 c K g 超の貨物 : d K g またはその端数毎に@ d 円を加算

	②無料保管期間以降に搬出される貨物 e K g 以下の貨物：料金上限額@ e 円 e K g 超の貨物：f K g またはその端数毎に@ f 円を加算 <Bパターン> ①無料保管期間内に搬出される貨物 1 件当たり：料金上限額@ g 円 ②無料保管期間以降に搬出される貨物 1 件当たり：料金上限額@ h 円 <Cパターン> ①1 件当たり：料金上限額@ g 円 (5) 当該手数料は、O U T 業務等により適用を除外することが可能 (6) 重量をK g 単位に切り上げる設定も可能（選択制）
	～計算例～ 基本料金320円、重量比例料金1K g 当たり9円00銭と設定した場合における、7個、510.1K g の貨物を、無料保管期間以降に搬出した際の保税蔵置場施設利用料 (1) 重量比例料金を計算する。 $510.1 \text{ K g} / 1 \text{ K g} \times 9.00 \text{ 円}$ $= 4590.9 \Rightarrow 4591 \text{ 円 (円未満切り上げ)}$ なお、重量をK g 単位に切り上げる場合は、小数点以下の端数を切り上げ後、計算を行う。 (参考) $510.1 \Rightarrow 511 \text{ K g} / 1 \times 9.00 \text{ 円}$ $= 4599 \text{ 円 (円未満切り上げ)}$ (2) このAWBに係る保税蔵置場施設利用料は、 $\text{基本料金} + \text{重量比例料金} = 320 \text{ 円} + 4591 \text{ 円}$ $= 4911 \text{ 円となる。}$ <Aパターン> 上記計算例の貨物について、料金上限額を以下のように設定した場合の保税蔵置場施設利用料 ①無料保管期間内に搬出される貨物 500K g 以下の料金上限額700円 500K g 超の料金上限額700円に500K g またはその端数毎に50円を加算 ②無料保管期間以降に搬出される貨物 500K g 以下の料金上限額1200円 500K g 超の料金上限額1200円に500K g またはその端数毎に80円を加算 (1) 上記計算例は無料保管期間以降の搬出で、かつ500K g 超なので、 $510.1 / 500 \text{ K g} = 1.02 \dots \Rightarrow 2 \times 80 \text{ 円} = 160 \text{ 円}$ となる。 (2) この場合の保税蔵置場施設利用料は、 $1200 \text{ 円} + 160 \text{ 円} = 1360 \text{ 円となる。}$ <Bパターン> 上記計算例の貨物について、料金上限額を以下のように設定した場合の保税蔵置場施設利用料 ①無料保管期間内に搬出される貨物 1 件当たりの料金上限額3000円 ②無料保管期間以降に搬出される貨物 1 件当たりの料金上限額5000円 この場合の保税蔵置場施設利用料は、無料保管期間以降の搬出で、料金上限以下なので、4911円となる。

	<Cパターン> 上記計算例の貨物について、料金上限額を以下のように設定した場合の保税蔵置場施設利用料 1件当たりの料金上限額3000円 この場合の保税蔵置場施設利用料は、料金上限以上なので、3000円となる。	
8	イグルー・パレット解体料、消毒作業料 (Q)	イグルー・パレット解体料、消毒作業料は、OUT業務等のアディショナルチャージに 入力された金額とする
9	横持運搬料 (R)	(1) 横持運搬料を算出する旨が登録されている保税蔵置場について算出する (2) PUO業務により、保税蔵置場と税関検査場間の運搬の登録がされた場合、算出 する なお、保税蔵置場と税関検査場間の運搬以外の運搬はOUT業務等により登録さ れた場合、算出する (3) 重量区分 (区分A (1種類の運搬) のみ設定可能) を適用する場合は、1件、1 回につき、各重量区分 (1件の重量) 毎に単価を設定 下線部は重量区分を示す 1件の重量が <u>A</u> aKg以内 @a円 <u>B</u> aKg超 ~ bKg以内 @b円 <u>C</u> bKg超 ~ cKg以内 @c円 <u>D</u> cKg超 ~ dKg以内 @d円 <u>E</u> dKg超 ~ eKg以内 @e円 <u>F</u> eKg超 ~ fKg以内 @f円 <u>G</u> fKg超 ~ gKg以内 @g円 <u>H</u> gKg超 ~ hKg以内 @h円 <u>I</u> hKg超 ~ iKg以内 @i円 <u>J</u> iKgを超える場合はxKgまたはその端数毎に@j円 (重量超過時単 価) を@i円に加算 または、選択制としてiKgを超える場合の 単価@j円を設定 (4) 運搬区分を適用する場合は、次の運送区間区分毎に、1件、1回につき、各重量 区分 (1件の重量) 毎に単価を設定 下線部は運搬区分を示す。 <u>(A)</u> 保税蔵置場と税関検査場間の運搬 1件の重量が ① aKg以内 @a円 ② aKg超 ~ bKg以内 @b円 ③ bKg超 ~ cKg以内 @c円 ④ cKg超 ~ dKg以内 @d円 ⑤ dKg超 ~ eKg以内 @e円 ⑥ eKg超 ~ fKg以内 @f円 ⑦ fKg超 ~ gKg以内 @g円 ⑧ gKg超 ~ hKg以内 @h円 ⑨ hKg超 ~ iKg以内 @i円

		⑩ $i \text{ Kg}$を超える場合は$x \text{ Kg}$またはその端数毎に$@ j \text{ 円}$（重量超過時単価）を$@ i \text{ 円}$に加算 または、選択制として$i \text{ Kg}$を超える場合の単価$@ j \text{ 円}$を設定（但しAのみ） （B）貨物地区内保税蔵置場間の運搬 （A）に同じ （C）保税蔵置場と旅客ターミナルの税関等検査場間の運搬 （A）に同じ （D）保税蔵置場と動物検疫所間の運搬 （A）に同じ （E）～（J）任意の運搬（各保税蔵置場による） （A）に同じ （5）時間外に行われた場合の割増料金の割合（$X\%$アップ）を設定する なお、割増料金を設定しない場合は0%とする （6）保税蔵置場と税関検査場間の運搬がある場合は、OUT業務等またはPUO業務により行う 他の運搬手段の場合は、OUT業務等による加算のみとなる								
	～計算例～ 保税蔵置場と税関検査場間の運搬、1件、1回につき、1件の重量が、 <table><tr><td>100Kg以内</td><td>: 840円</td></tr><tr><td>100Kg～500Kg以内</td><td>: 1680円</td></tr><tr><td>500Kg～1000Kg以内</td><td>: 2390円</td></tr><tr><td>1000Kg～2000Kg以内</td><td>: 2980円</td></tr></table> 2000Kg超の場合は、1000Kg毎に210円を加算 と設定した場合における、7個、520Kgの貨物に対し、保税蔵置場と税関検査場間の運搬を1回行った際の横持運搬料 この場合の横持運搬料は、500Kg～1000Kg以内の単価が適用されるため、 2390円×1回＝2390円となる		100Kg以内	: 840円	100Kg～500Kg以内	: 1680円	500Kg～1000Kg以内	: 2390円	1000Kg～2000Kg以内	: 2980円
100Kg以内	: 840円									
100Kg～500Kg以内	: 1680円									
500Kg～1000Kg以内	: 2390円									
1000Kg～2000Kg以内	: 2980円									
10	特 別 作 業 料 (S) (動物飼料、ドライアイス代、特殊機材使用料等)	(1) CHT業務により、当該手数料の対象となる旨が登録された貨物について算出する (2) CHT業務では、登録された投入量及び単価から、以下の計算式により算出する 投入量×単価 (3) OUT業務等のアディショナルチャージに入力された金額を出力することも可能である								
11	各種申請等手数料 (T)	各種申請等手数料は、OUT業務等のアディショナルチャージに入力された金額とする								
12	時間外搬出手数料 (U)	(1) 時間外に搬出する貨物1件当たりの単価$@ a \text{ 円}$を設定 なお、保税蔵置場単位に1件の重量が$x \text{ Kg}$を超えるものについての別単価$@ b \text{ 円}$が設定可能 (2) 深夜に搬出する場合の1件当たりの割増単価$@ c \text{ 円}$が設定可能（選択制） なお、1件の重量が$x \text{ Kg}$を超えるものについての別単価$@ d \text{ 円}$が設定可能（選択制） (3) 当該手数料の加算をする場合は、OUT業務等により行う								

	～計算例～ 1件当たりの単価を800円、500Kg超の場合の別単価を1600円、 搬出時間が深夜に行われる場合の割増単価として400円を加算、 500Kg超の場合、別単価800円を加算 と設定した場合における、7個、520Kgの貨物を20時に搬出した際の時間外搬出手数料 この場合の時間外搬出手数料は、500Kg超の深夜以外の単価が適用されるため、1600円となる。																															
13	転送料 (X)	(1) 転送料を算出する旨が登録されている保税蔵置場について算出する (2) 1件につき、次の重量区分毎の単価設定を可能とする ① x Kg 以下の貨物 ・ 1 Kg 当たりの単価@ a 円 ・ 1 件当たりの最低料金@ b 円 (選択制) ・ 1 件当たりの上限料金の単価@ c 円 ② x Kg 超の貨物 ・ 1 Kg 当たりの単価@ d 円 (3) 当料金の算出可否を設定することが可能 なお、設定されていない場合は、算出しない (4) O U T 業務等により金額の増減が可能																														
	～計算例～ 1000Kg 以下の貨物：1 Kg 当たりの単価を7円00銭、 1 件の最低料金を250円、 上限を6000円 1000Kg 超の貨物：1 Kg 当たりの単価6円00銭 と設定した場合における、7個、500Kg の貨物に対する転送料 この場合の転送料は、1000Kg 以下の貨物の単価が適用されるので、 7円00銭×500Kg = 3500円となる。																															
14	その他の取扱 料金 (Y 1 ～ Y 5)	その他の取扱料金は、O U T 業務等のアディショナルチャージに入力された金額とする																														
15	S P 貨 物 料 金・S P 貨 物 割増料金 (S P)	(1) ロケーションの先頭2桁に「SP」が入力された貨物の場合、算出する (2) システムにSP貨物を算出する保税蔵置場である旨が登録されている場合に算出する (3) 1件につき、次の重量区分毎の単価設定が可能 1 件の重量が <table border="0"> <tr><td>A</td><td>a Kg 以内</td><td>@ a 円</td></tr> <tr><td>B</td><td>a Kg 超 ～ b Kg 以内</td><td>@ b 円</td></tr> <tr><td>C</td><td>b Kg 超 ～ c Kg 以内</td><td>@ c 円</td></tr> <tr><td>D</td><td>c Kg 超 ～ d Kg 以内</td><td>@ d 円</td></tr> <tr><td>E</td><td>d Kg 超 ～ e Kg 以内</td><td>@ e 円</td></tr> <tr><td>F</td><td>e Kg 超 ～ f Kg 以内</td><td>@ f 円</td></tr> <tr><td>G</td><td>f Kg 超 ～ g Kg 以内</td><td>@ g 円</td></tr> <tr><td>H</td><td>g Kg 超 ～ h Kg 以内</td><td>@ h 円</td></tr> <tr><td>I</td><td>h Kg 超 ～ i Kg 以内</td><td>@ i 円</td></tr> <tr><td>J</td><td>i Kg を超える場合は x Kg またはその端数毎に@ j 円 (重量超過時単価) を@ i 円に加算</td><td></td></tr> </table>	A	a Kg 以内	@ a 円	B	a Kg 超 ～ b Kg 以内	@ b 円	C	b Kg 超 ～ c Kg 以内	@ c 円	D	c Kg 超 ～ d Kg 以内	@ d 円	E	d Kg 超 ～ e Kg 以内	@ e 円	F	e Kg 超 ～ f Kg 以内	@ f 円	G	f Kg 超 ～ g Kg 以内	@ g 円	H	g Kg 超 ～ h Kg 以内	@ h 円	I	h Kg 超 ～ i Kg 以内	@ i 円	J	i Kg を超える場合は x Kg またはその端数毎に@ j 円 (重量超過時単価) を@ i 円に加算	
A	a Kg 以内	@ a 円																														
B	a Kg 超 ～ b Kg 以内	@ b 円																														
C	b Kg 超 ～ c Kg 以内	@ c 円																														
D	c Kg 超 ～ d Kg 以内	@ d 円																														
E	d Kg 超 ～ e Kg 以内	@ e 円																														
F	e Kg 超 ～ f Kg 以内	@ f 円																														
G	f Kg 超 ～ g Kg 以内	@ g 円																														
H	g Kg 超 ～ h Kg 以内	@ h 円																														
I	h Kg 超 ～ i Kg 以内	@ i 円																														
J	i Kg を超える場合は x Kg またはその端数毎に@ j 円 (重量超過時単価) を@ i 円に加算																															

	(4) SP貨物に対するCHN業務、AHS業務およびAHT業務を日曜日または休日に行った場合の割増料金を算出する。 保稅蔵置場単位に1件、1回当たりの単価@k円を設定												
～計算例～ 1件につき <table> <tr> <td>1Kg以内</td><td>: 450円</td></tr> <tr> <td>1Kg超～3Kg以内</td><td>: 500円</td></tr> <tr> <td>3Kg超～5Kg以内</td><td>: 550円</td></tr> <tr> <td>5Kg超～10Kg以内</td><td>: 600円</td></tr> <tr> <td>10Kg超～15Kg以内</td><td>: 650円</td></tr> <tr> <td>15Kg超～35Kg以内</td><td>: 700円</td></tr> </table> 35Kg超の場合は10Kg毎に50円を加算 なお割増料金を設定しないと設定した場合における、1個、50Kgの貨物に対するSP貨物料金 (1) 35Kgまでの単価: 700円 (2) 35Kgを超えているので加算料金を計算する。 $50\text{Kg} - 35\text{Kg} = 15\text{Kg}$ $15\text{Kg} / 10\text{Kg} = 1.5 \Rightarrow 2 ; 2 \times 50\text{円} = 100\text{円}$ (3) この貨物に係るSP貨物料金は、 $700\text{円} + 100\text{円} = 800\text{円}$ となる。	1Kg以内	: 450円	1Kg超～3Kg以内	: 500円	3Kg超～5Kg以内	: 550円	5Kg超～10Kg以内	: 600円	10Kg超～15Kg以内	: 650円	15Kg超～35Kg以内	: 700円	
1Kg以内	: 450円												
1Kg超～3Kg以内	: 500円												
3Kg超～5Kg以内	: 550円												
5Kg超～10Kg以内	: 600円												
10Kg超～15Kg以内	: 650円												
15Kg超～35Kg以内	: 700円												

保稅蔵置場単位の貨物取扱料（蔵置場内作業料）の算出に係わる補足説明

- ① 1件の重量が1Kgに満たない貨物は、1件の重量を1Kgとして計算する。
- ② 端数処理については、円未満を切り上げる。

5. 保管料の計算対象期間についての説明（有料期間）

- (1) 「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、「AWB情報登録業務」とする。）及び「貨物確認情報登録（PKG）」業務で登録された貨物の場合
 - (A) 空港に到着した貨物の保管料の料金計算起算日は、AWB情報登録業務で入力された空港到着年月日を基点として算出する有料期間開始年月日とする。
 - (B) 保管料の終了日は、OUT業務等^{*1}で入力された搬出年月日とする。
- (2) ULD収容の他空港向け一括保税運送貨物の場合
 - (A) ULD収容他空港向け一括保税運送貨物の保管料の料金計算起算日は、PKG業務が登録された日を基点として算出する有料期間開始年月日とする。
なお、差日数を入力して料金計算起算日を加減算することができる。
 - (B) 保管料の終了日は、OUT業務等^{*1}で入力された搬出年月日とする。
- (3) BINO1業務で登録された貨物の場合
 - (A) 保管料の料金計算起算日は、BINO1業務^{*1}が登録された日を基点として算出する有料期間開始年月日とする。
ただし、無料期間適用表示が入力された場合は、搬入年月日を基点として有料期間開始年月日を決定する。
 - (B) 保管料の終了日は、OUT業務等^{*1}で入力された搬出年月日とする。
- (4) OIN業務で登録された貨物の場合
 - (A) 保管料の料金計算起算日は、OIN業務で入力された搬入年月日を基点として算出する有料期間開始年月日とする。ただし、無料期間適用表示が入力された場合は、入力された搬入年月日を基点として有料期間開始年月日を決定する。
 - (B) 保管料の終了日は、OUT業務等^{*1}で入力された搬出年月日とする。
- (5) HPK業務で登録された貨物の場合
 - (A) HAWBの保管料の料金計算起算日は、当該HAWBに係るMAWBの料金計算起算日とする。
 - (B) 保管料の終了日は、OUT業務等^{*1}で入力された搬出年月日とする。

(6) 改装・仕分けされた貨物の場合

(A) 改装・仕分けされた貨物の仕分け親の保管料の料金計算起算日は、前述(1)～(6)と同様に算出する有料期間開始年月日とする。改装・仕分けされた貨物の仕分け子の保管料の料金計算起算日は、改装・仕分けの行われた日により有料期間開始年月日をそれぞれ決定する。

(a) 無料期間内に改装・仕分けされた場合(図1. 1)

仕分け子の貨物情報には、改装・仕分けの翌日が料金起算日として登録されているが、蔵置料金計算処理により基本料金Aの適用開始年月日が有料期間開始年月日として設定される。

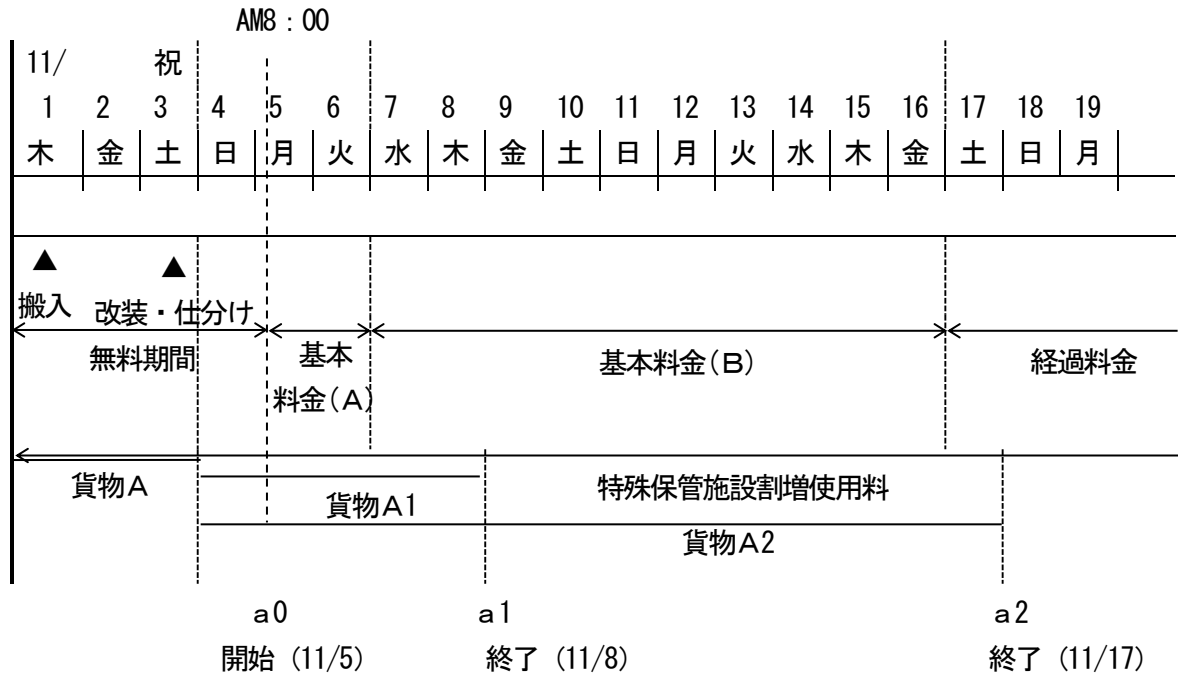


図1. 1 無料期間内に改装・仕分けがされた場合

(b) 基本料金Aの適用期間内に改装・仕分けされた場合（図1. 2）

基本料金Bの適用開始年月日とする。

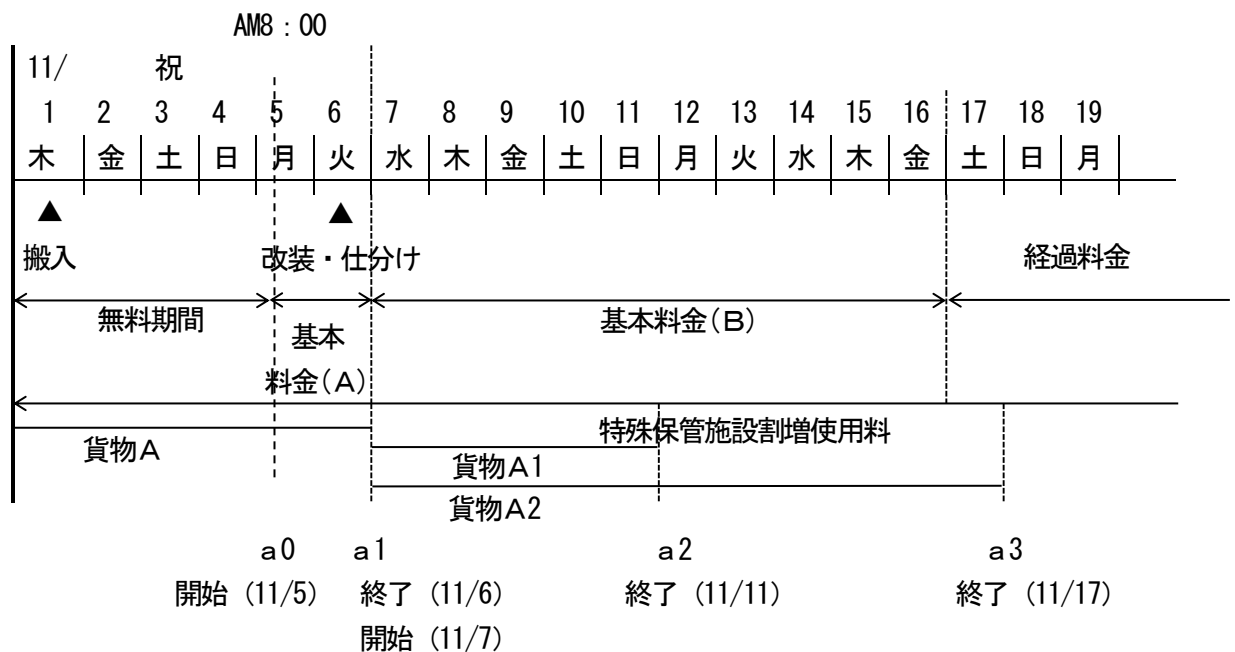


図1. 2 基本料金（A）の期間内に改装・仕分けがされた場合

(c) 基本料金B，経過料金，割増料金の適用期間内に改装・仕分けされた場合（図1. 3）

改装・仕分の行われた翌日とする。

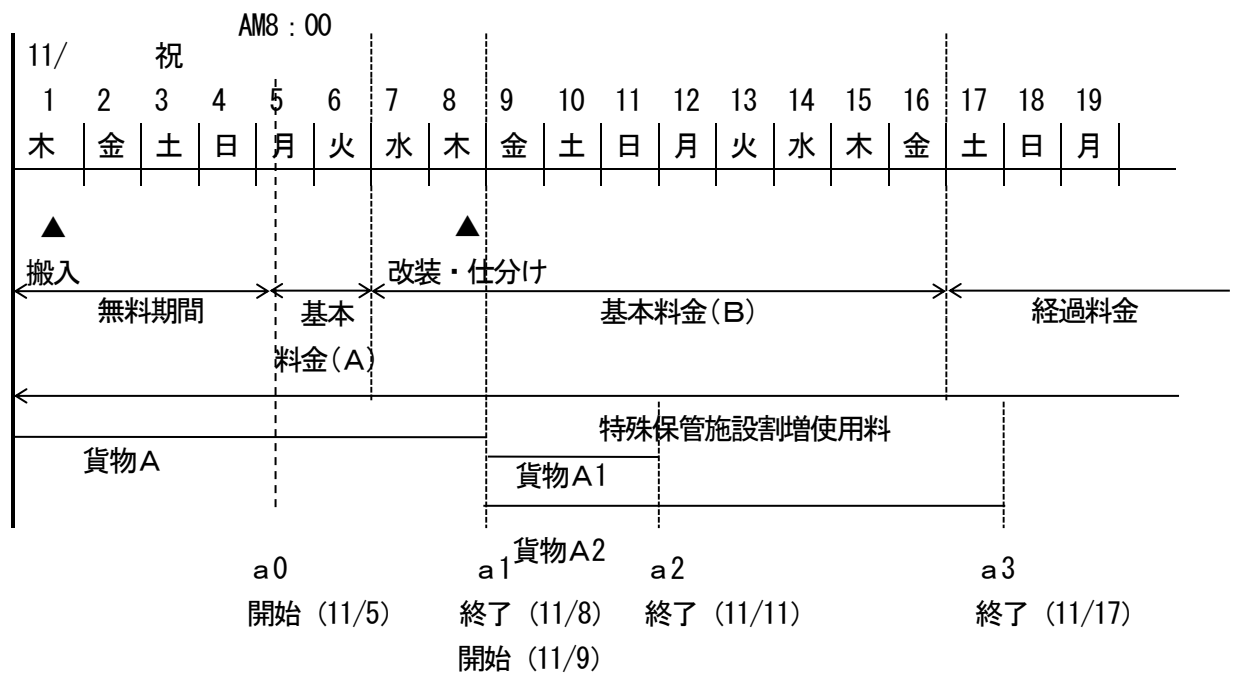


図1. 3 基本料金（B）の期間内に改装・仕分けがされた場合

(B) 仕分け親の保管料終了日は、改装・仕分けの行われた日とする。

①仕分け子の保管料終了日は、OUT業務等^(※1)で入力された搬出年月日とする。

②改装・仕分けの行われた日がどの料率を適用する期間であるかは、最初の仕分け親の到着年月日を基点として決定する

③仕分け親が改装・仕分けにより作成された貨物である場合は、その仕分け親の有料期間開始年月日と同じように決定される。

④基本料金(A)の適用期間内に改装・仕分けが行われ、基本料金(A)の適用期間内に搬出されれば、仕分け子の保管料は無料となる。

(7) CHS業務により情報仕分けが行われた場合、仕分け親の保管料金は情報仕分けが処理された便単位に計算され合算されて請求される。仕分け子については、通常の改装・仕分けの計算と同様である。

(8) スプリット貨物の場合

(A) 改装・仕分けされていない場合は、到着貨物ごとに(1)～(6)と同様に有料期間を決定する。(図1. 4)

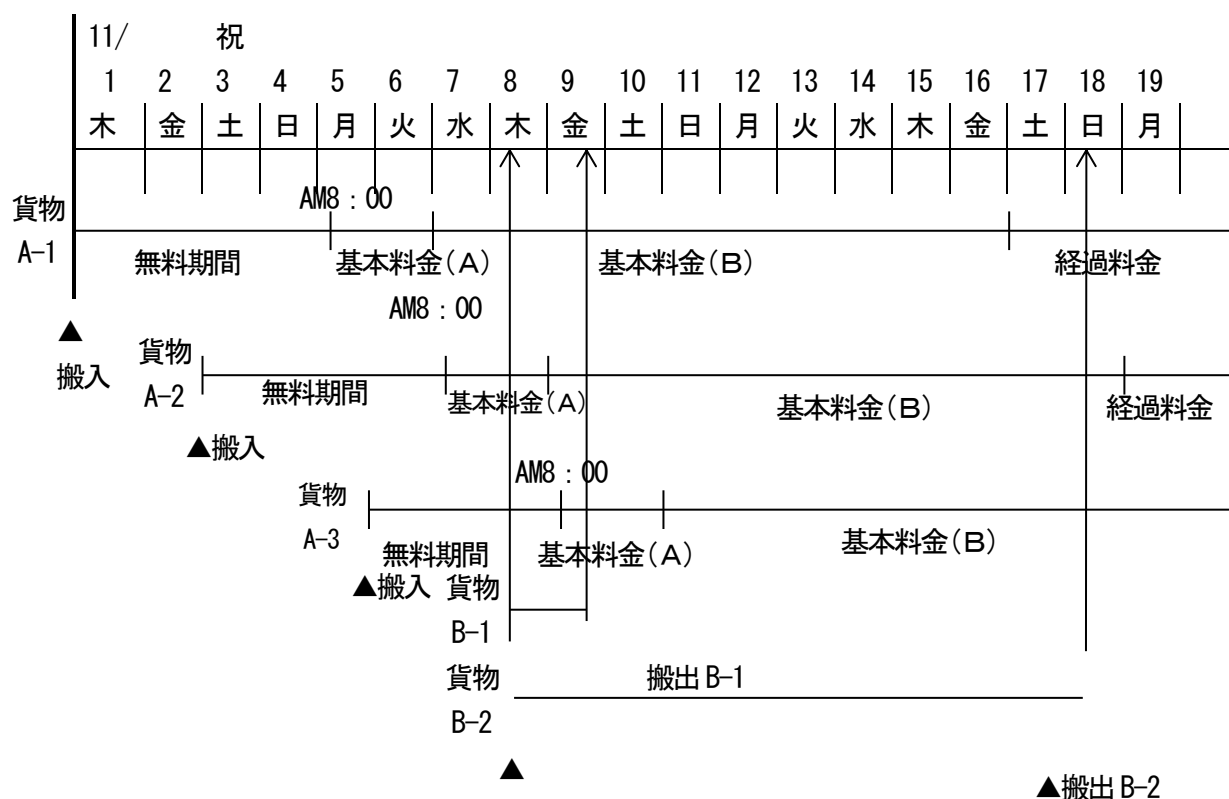


A—1の貨物については、11月1日から11月17日まで(有料期間は11月5日から17日まで)、
A—2の貨物については、11月3日から11月17日まで(有料期間は11月7日から17日まで)、
A—3の貨物については、11月6日から11月17日まで(有料期間は11月9日から17日まで)
の期間についてそれぞれ保管料を計算する。

図1. 4 スプリット貨物で改装・仕分けがされていない場合

(B) 改装・仕分けされている場合 (図 1. 5)

最初の仕分け親については、前述 (A) により有料期間を決定する。改装・仕分けにより作成された仕分け子貨物について、改装・仕分けの行われた日がどの料率を適用する期間であるかは、最初の仕分け親の第 1 到着便の到着年月日を基点として決定する。



A—1, A—2, A—3のそれぞれの貨物について、改装・仕分けが行われた日 (11/8) までは図 1. 1の場合と同様に保管料を計算し、改装・仕分け以後の貨物 (B—1, B—2) についてはA—1の貨物の搬入日を基点とした保管料率を適用して保管料を計算する。(B—1は11/9～10のB料金、B—2は11/9～16のB料金と11/17～18の経過料金)

図 1. 5 スプリット貨物で改装・仕分けがされている場合

(9) 検疫の経由運送をした場合の保管料の料金計算について (図 1. 6)

(A) 保税蔵置場 X (「輸入蔵置料金計算」機能を利用) → 検疫場所等 → 保税蔵置場 X の場合

- (a) 保管料の料金計算起算日は保税蔵置場 X に最初に搬入された当日が料金計算起算日となる。
 (b) 検疫の経由運送時の搬出では請求書は出力されず、検疫の経由運送中も保管期間として保管料の計算がされる。

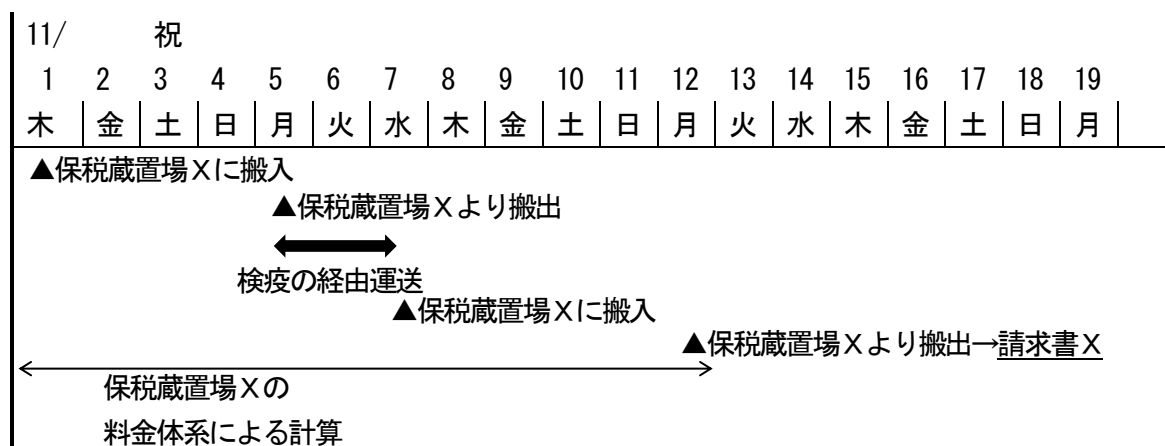


図 1. 6 検疫の経由運送で発送地と到着地が同一の場合

上記例における請求書 X の保管料は、保税蔵置場 X への最初の搬入日を料金計算起算日とした 12 日分の金額となる。

(B) 保税蔵置場 X (「輸入蔵置料金計算」機能を利用) → 検疫場所等 → 保税蔵置場 Y (「輸入蔵置料金計算」機能を利用) の場合 (図 1. 7)

- (a) 運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 X) での保管料の料金計算起算日は搬入された当日が料金計算起算日となる。
 (b) 運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 X) に搬入された当日から運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 X) の料金体系により蔵置料金計算を行う。
 (c) 運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 Y) での保管料の料金計算起算日は搬入された当日が料金計算起算日となる。
 (d) 運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 Y) に搬入された当日から運送先保税蔵置場 (保税蔵置場 Y) の料金体系により蔵置料金計算を行う。

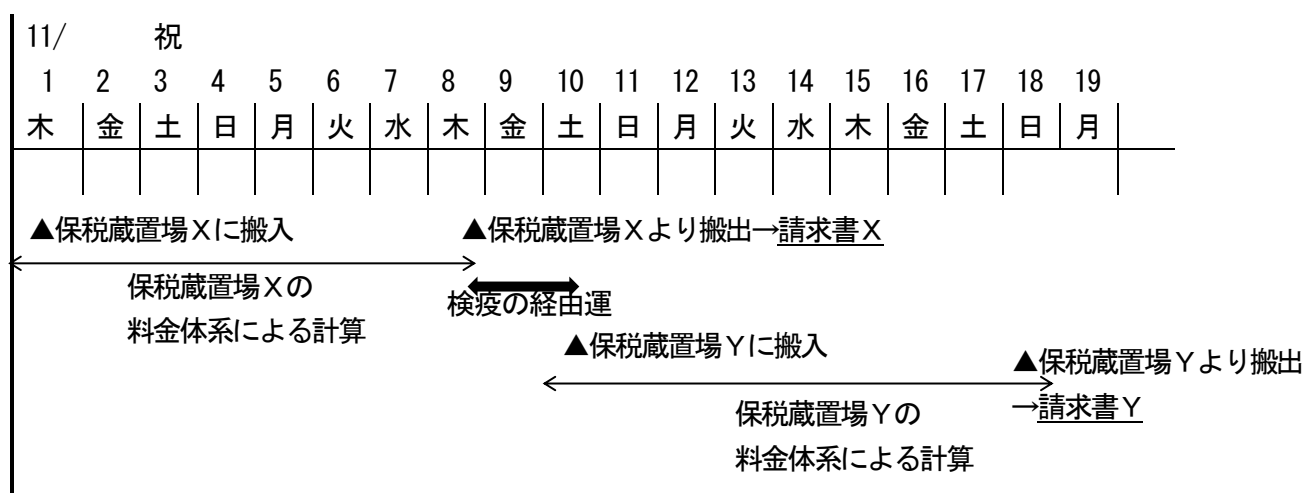


図 1. 7 検疫の経由運送で発送地と到着地が異なる場合

上記例における請求書 X の保管料は、保税蔵置場 X への搬入日を料金計算起算日とした 8 日分の金額

となる。

また、請求書Yの保管料は、保税蔵置場Yへの搬入日を料金計算起算日とした9日分の金額となる。

6. O U T業務等での取扱料等の入力パターンについて

前述の特殊保管施設割増使用料及び取扱手数料等は、O U T業務等の入力時に入力することができる

(1) 蔵置場内作業料（内容点検、改装・仕分、輸入検査等に係わる作業料）（時間内）

①識別記号・・・・・・ A～J（重量区分符号を兼ねる）

②加減算符号・・・・・・ +または－

③回数

(2) 蔵置場内作業料（内容点検、改装・仕分、輸入検査等に係わる作業料）（時間外）

①識別記号・・・・・・ W

②加減算符号・・・・・・ +または－

③重量区分符号・・・・・・ A～J

④回数

(3) 貴重品の検品室使用料・検品立会手数料

①識別記号・・・・・・ K

②加減算符号・・・・・・ +または－

③時間数

(4) 犬の飼育管理料

①識別記号・・・・・・ L

②加減算符号・・・・・・ +または－

③回数

(5) ドライアイス詰替料

①識別記号・・・・・・ M

②加減算符号・・・・・・ +または－

③回数

(6) 減却手数料

①識別記号・・・・・・ N

②加減算符号・・・・・・ +

③金額

(7) 旅具等貨物検査場到着確認手数料

①識別記号・・・・・・ O

②加減算符号・・・・・・ +

③回数

(8) 輸入蔵置場施設利用料

①識別記号・・・・・・ P（施設利用料適用除外）

(9) イグルー・パレット解体料、消毒作業料

①識別記号・・・・・・ Q

②加減算符号・・・・・・ +

③金額

(10) 横持運搬料

(A) 重量区分の場合

①識別記号・・・・・・ R

②加減算符号・・・・・・ +または－

③重量区分 A～J

④回数

(B) 運搬区分の場合

①識別記号 R

②加減算符号 +または－

③運搬区分 A～J

④回数

(11) 特別作業料（動物飼料、ドライアイス代、特殊機材使用料等）

①識別記号 S

②加減算符号 +または－

③金額

(12) 各種申請手数料

①識別記号 T

②加減算符号 +

③金額

(13) 時間外搬出手数料

①識別記号 U

②加減算符号 +

③金額

(14) 転送料

①識別記号 X

②加減算符号 +または－

③金額

(15) その他の取扱料金

①識別記号 Y 1～Y 5

②その他の識別 O 1～9 9

③加減算符号 +または－

④金額（加減算符号が「+」の場合は7桁以内、「－」の場合は6桁以内で入力）

(16) 特殊保管施設割増使用料

①識別記号 S P C

②加減算符号 +または－

③金額

(17) 従価保管料金

①識別記号 V

②加減算符号 +

③金額

7. 保税蔵置場単位の料金計算による請求書の出力について

(1) 請求書は、1 AWB（または1 HAWB）を1帳票として出力する。

(2) 改装・仕分により作成された貨物を搬出する場合、その搬出が改装・仕分けで作成された仕分け子貨物のうちで最初の搬出であれば、その時点で仕分け親の請求書も同時に出力する。ただし、検疫の経由運送で発送場所と運送先が同一である場合を除く。

(3) P U O業務において、改装仕分・内容点検等の手数料については、C R E D I T扱いとした場合に、搬出処理で作成する請求書の対象となる。

(4) 搬出時刻はO U T業務等の入力時刻（システム時刻）とする。ただし、O U T業務等で搬出時刻が入力

された場合は、その時刻とする。

(5) 保税蔵置場単位の料金計算による出力請求書のイメージは以下となる。

< A I R I M P >

XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXE

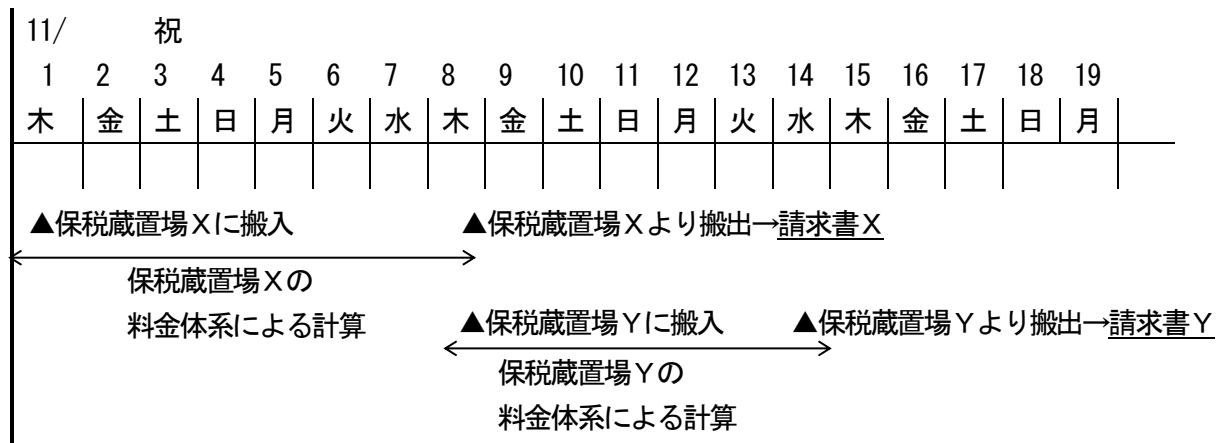
TERMINAL SERVICE CHARGE		¥12,345,678		
TO	XXXXE SH XXE	FROM	XXXXE	
AWB NO.	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE	COMMODITY	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2E	
PCS	123,456	WEIGHT	12,345,678 KGM	SPC XXE
ARRIVAL	yyyy. MM. dd	BOND OUT	yyyy. MM. dd	IND X
TOTAL		¥12,345,678		
STORAGE	(A)	¥1,234,567	(B)	¥1,234,567
	(C)	¥1,234,567	(D)	¥1,234,567
	(V)	¥1,234,567	(S P C)	¥1,234,567
HANDLING	(A) (NE)	¥1,234,567	(B) (NE)	¥1,234,567
	(C) (NE)	¥1,234,567	(D) (NE)	¥1,234,567
	(E) (NE)	¥1,234,567	(F) (NE)	¥1,234,567
	(G) (NE)	¥1,234,567	(H) (NE)	¥1,234,567
	(I) (NE)	¥1,234,567	(J) (NE)	¥1,234,567
	(K)	¥1,234,567	(L)	¥1,234,567
	(M)	¥1,234,567	(N)	¥1,234,567
	(O)	¥1,234,567	(P)	¥1,234,567
	(Q)	¥1,234,567	(R)	¥1,234,567
	(S)	¥1,234,567	(T)	¥1,234,567
	(U)	¥1,234,567	(X)	¥1,234,567
	(Y 1) (NE)	¥1,234,567	(Y 2) (NE)	¥1,234,567
	(Y 3) (NE)	¥1,234,567	(Y 4) (NE)	¥1,234,567
	(Y 5) (NE)	¥1,234,567	(S P)	¥1,234,567

8. 特記事項

保税蔵置場間で貨物を運送した場合の保管料の料金計算について

- (1) 保税蔵置場X（「輸入蔵置料金計算」機能を利用）→保税蔵置場Y（「輸入蔵置料金計算」機能を利用）の場合

- (A) 運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）での保管料の料金計算起算日は搬入された当日が料金計算起算日となる。
 (B) 運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）に搬入された当日から運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）の料金体系により蔵置料金計算を行う。

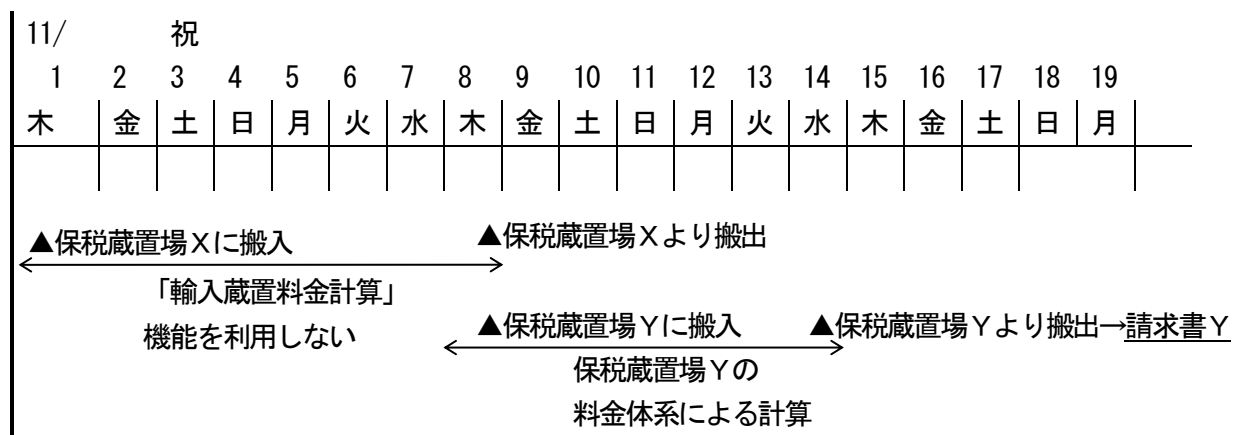


上記例における請求書Xの保管料は、保税蔵置場Xへの搬入日を料金計算起算日とした8日分の金額となる。

また、請求書Yの保管料は、保税蔵置場Yへの搬入日を料金計算起算日とした7日分の金額となる。

- (2) 保税蔵置場X（「輸入蔵置料金計算」機能を利用していない）→保税蔵置場Y（「輸入蔵置料金計算」機能を利用）の場合

- (A) 運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）での保管料の料金計算起算日は搬入された当日が料金計算起算日となる。
 (B) 運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）に搬入された当日から運送先保税蔵置場（保税蔵置場Y）の料金体系により蔵置料金計算を行う。



上記例における請求書Yの保管料は、保税蔵置場Yへの搬入日を料金計算起算日とした7日分の金額となる。